

見積徴取数を 1 者とする理由書

件名	庄内駅東第 1 自転車駐車場施設地代改定に伴う不動産鑑定評価
相手方	(株)田園不動産鑑定
根拠法令	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
理由	不動産鑑定報酬額は「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準」により決められており、複数者の見積りを比較検討する業務ではないため、随意契約を締結するもの。
備考	